

別表 I-1 (陸上競技)

## 埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」

## 障害区分番号・競技種目コード番号表

## 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし

		種目名	競走							跳躍			投てき					
			※3 ※2 5 0 m	1 0 0 0 m	2 0 0 0 m	4 0 0 0 m	8 0 0 0 m	1 5 0 0 m	ス ラ ロ ー ム	走 高 跳	立 幅 跳	走 幅 跳	砲 丸 投	ソ フ ト ボ ー ル 投	※3ジ ヤ ベ リ ッ ク ス ロ ー 投	ビ ー ン バ ッ グ 投		
		ジュニアの部 出場可能種目	★						★	★	★	★	★	★	★			
		競技種目コード番号	1	2	3	4	5	6	7	21	22	23	31	32	33	34		
		障害区分番号																
障 害 区 分	肢 体 不 自 由	上肢	1	手部切断														
			1	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			2	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎				◎	▲	◎	◎					
		下肢	2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	◎	◎					▲	◎	◎					
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎					▲	◎	◎					
			4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	2	脳原性麻痺以 外で車いす使用	6	両下腿切断	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			7	片下腿および片大腿切断	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			8	両下肢不完全	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			9	両大腿切断または、両下肢完全								◎	◎	◎	◎	◎		
			10	両下腿完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			11	両大腿不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			12	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳 血管疾患、脳外 傷等)	13	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			14	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			15	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			16	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			17	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			18	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			19	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	4		20	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			21	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	24		22	両下肢不完全							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			23	両下肢不完全							◎					◎		
視覚障害	※4・5		24	視力0から0.01まで	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎		
			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎		
知的障害			28	ばうこう又は直腸機能障害	◎					◎		◎	◎	◎	◎	◎		

※ 1 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）にのみに変形がある者（脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する）

【注】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※ 2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※ 3 競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

※ 4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

※ 5 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

## 埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」

## 障害区分番号・競技種目コード番号表

## 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部(身体障害39歳以下)

●男女別・2部(身体障害40歳以上)

	種目名		自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
			2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m
	ジュニアの部 出場可能種目	★	★							
	競技種目コード番号 障害区分番号		11	12	21	22	31	32	41	42
障 害 区 分	1 上肢	1	手部切断	○	○	●	○	●	○	●
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	○	○	●	○	●	○	●
		3	片上腕切断または、片上肢完全	○	○	●	○	●	○	●
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	○	○	●	○	●	○	●
		5	両上腕切断または、両上肢完全、 片前腕および片上腕切断	○	○	●	○	●	○	○
	1 下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	○	○	●	○	●	○	●
		7	片大腿切断または、片下肢完全	○	○	●	○	●	○	●
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	○	○	●	○	●	○	●
		9	両大腿切断または、両下肢完全、 片下腿および片大腿切断	○	○	●	○	●	○	○
	2 上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	○	○	●	○	●	○	○
		11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	○	○	●	○	●	○	○
	3 体幹	12	体幹	○	○	●	○	●	○	●
	2 脳原性麻痺以外の車いす常用	13	第7頸髄まで残存	○	○	○		○		
		14	第8頸髄まで残存	○	○	●	○	●	○	●
		15	下肢麻痺で座位バランスなし	○	○	●	○	●	○	●
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	○	○	●	○	●	○	●
	3 脳原性麻痺	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	○	○	○		○		
		18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	○	○	●	○	●	○	●
		19	片側障害で片上肢機能全廃	○	○	●	○	●	○	○
		20	その他の片側障害で走不能	○	○	●	○	●	○	●
		21	その他走可能	○	○	●	○	●	○	●
	4 視覚障害 ※1	22	浮具使用	○	○	○		○		
	23	視力0から0.01まで	○	○	●	○	●	○	●	
	24	その他の視覚障害	○	○	●	○	●	○	●	
	聴覚・平衡機能障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害	25	聴覚障害	○	○	●	○	●	○	●
	知的障害	26	知的障害	○	○	○	○	○	○	○

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

別表 I -3 (アーチェリー)

埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」  
障害区分番号・競技種目コード番号表

## アーチェリー

◎男女別

	種目名	リカーブ		コンパウンド	
		50m・30m ラウンド	30mダブル ラウンド	50m・30m ラウンド	30mダブル ラウンド
	競技種目コード番号	1	2	3	4
	障害区分番号				
障 害 区 分	脳原性麻痺以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存 ※1	◎	◎
		2	その他の車いす	◎	◎
		3	上肢障害	◎	◎
		4	下肢障害 (椅子、車いす使用を含む)	◎	◎
	脳原性麻痺	5	体幹	◎	◎
		6	脳原性麻痺 (椅子、車いす使用を含む)	◎	◎
	聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	◎	◎
	内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	◎	◎

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」  
障害区分番号・競技種目コード番号表

## 卓球

◎男女別・年齢区分別 ●男女別

種 目 名				一般卓球	STT	
障 害 区 分	競技種目コード番号 障害区分番号			1	2	
	1 肢 体 不 自 由	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2 脳原性麻痺以外 で車いす常用、使 用		7	第8頸髄まで残存 ※ 1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3 脳原性麻痺		10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
	視覚障害 ※ 2		15	アイマスクまたは、アイシェードあり ※ 3	◎	
			16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
	聴覚・平衡機能障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害		17	聴覚障害	◎	
	知的障害		18	知的障害	◎	
	精神障害		19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたはアイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

別表 I -5 (フライングディスク)

埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」  
障害区分番号・競技種目コード番号表

## フライングディスク

◎男女同一区分 ●男女別

	種目名	アキュラシー		ディスタンス			
		ディスリート 5	ディスリート 7	座位 女子	座位 男子	立位 女子	立位 男子
障 害 区 分	競技種目コード番号	1	2	11	12	13	14
	障害区分番号						
	肢体不自由	1					
	視覚障害	2					
	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	3	◎	◎	●	●	●
	知的障害	4					
	内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)	5					

埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」  
障害区分番号・競技種目コード番号表

## ボウリング

△大会参加のみ

◎男女別・年齢区分別 全国大会への参加を希望できる

	種 目 名	ボウリング
障 害 区 分	競技種目コード番号	1
	障害区分番号	
	ジュニアの部 出場可能種目	★
	肢体不自由	1 △
	視覚障害	2 △
	聴覚・平衡機能障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害	3 △
知的障害		4 ◎
内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)		5 △

## 埼玉県パラスポーツ大会「令和8年度彩の国ふれあいピック春季大会」

## 障害区分番号・競技種目コード番号表

## ボッチャ

◎男女区別・年齢区分なし

	種目名	競技スタイル			
		立位	座位		
ジュニアの部 出場可能種目		★	★		
障害区分番号		競技種目コード番号	1 2		
障 害 区 分	1 2 3 4 4	1 2 3 4 5	多肢切断または、両下肢完全 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者 両上肢不完全および両下肢不完全 【解説】両側の上肢 3 大関節（肩・肘・手関節）・両側の下肢 3 大関節（股・膝・足関節）、それぞれに 1 または 2 関節に機能障害があり、立位で競技する者	◎	
		6	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
		7	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎
		8	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
		9	多肢切断 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	3	10	四肢麻痺で車いす常用または、使用 【解説】脳原性麻痺による四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者		◎
		11	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
		12	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
		13	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
	4	14	電動車いす常用 【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		◎

- ※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。
- ※ 座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名、投球することが困難でランプを使用して競技をする者にランプオペレーターを1名認める。
- ※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。
- ※ 脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。
- ※ 区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。